

No.	項目	概要	対応	担当課
1	入院調整	<p>広域入院調整について、病床を公平に配分するためには、各保健所が行っていた内容をも含めて県で一括で行った方がよかったかもしれない。</p>	<p>・入院調整は、原則、地域の医療機関の特性等を把握している保健所が、管内の医療機関への調整を行うが、管内の医療機関に調整できない場合には、広域での入院調整を行うことになる。</p> <p>・感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項の項に、感染状況等を踏まえて、入院調整本部の設置等の事項を追記した。【p.27】</p>	疾病対策課
2		<p>・入院調整に当たっては、入口・出口戦略が重要である。</p> <p>・入口戦略として、患者増加時は統一の入院判断基準を作り、各機関が守ることが重要である。</p>	<p>・感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項の項に、医療提供体制のひっ迫を避けるとともに、優先度に応じた医療提供が継続できるよう、入退院の適応を適切なものとするを追記した。【p.27】</p>	疾病対策課
3		<p>・入院調整について、新型コロナ対応時の後半、高齢者施設からの搬送事例が非常に多かった。病床が限られている中で、どこまでを入院の対象として設定していくか。また、高齢者施設において、アドバンス・ケア・プランニングの確認があらかじめとれていれば、必ずしも搬送しなくてよかった事例もあった。</p>	<p>・入院対象の設定については、No.2と同じ</p> <p>・高齢者施設におけるアドバンス・ケア・プランニングの周知について、検討していきたい。</p>	疾病対策課 高齢者福祉課
4		<p>・県が本市の医療機関への入院調整や本市から小児、精神疾患の患者等の特別な配慮を要する入院調整のあり方について、保健所設置市や関係機関等と協議・合意形成を行うことについて予防計画に記載していただきたい。</p>	<p>・感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項の項に、医療提供体制のひっ迫を避けるとともに、優先度に応じた医療提供が継続できるよう、入退院の適応を適切なものとするを追記した。【p.27】</p> <p>・感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び指示の方針に関する事項の項に、県が平時からの感染症対策に係る総合調整を行うこと及び関係者に共有することを記載しており、入院調整の在り方に係る協議と共有については同記載で読み取ることとしたい。【p.35】</p>	疾病対策課
5	医療DXの推進	<p>医療DXの記載が少ない。新興感染症に係る医療体制の入院調整の項にICTという単語が初めて出てくるが、それを使った受入体制を作ることは記載していただきたい。【p.27】</p>	<p>・御意見を踏まえ、感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項の項に、医療DXの推進を追記した。【p.27】</p>	疾病対策課 健康福祉政策課 医療整備課
6		<p>患者の入院状況の見える化が重要である。</p> <p>新型コロナ対応時、千葉県ではD24Hという独自システムを運用し、効果的であった。</p>		
7		<p>・見える化について、新型コロナ対応時、全ての医療機関で、確保病床すべてに患者を入れる体制にはなっていなかった。その理由としては、平時の医療を同時に提供しており、どこまでそれを制限するかということが常に課題だったためと思う。</p> <p>そのような意味でも、どこの病院にどのくらいの患者さんが入院していて、自分たちの病院は平時の医療を提供しながらでも、どのように頑張らないといけないのか判断することが非常に重要であった。</p> <p>・国のG-MISでは、現場が求める情報まで共有できていなかった。千葉県では工夫してD24Hをつくり、途中から情報共有を行い、役に立った。是非これを進化させて、調整する側、受け入れる側の情報共有も含めて、進めていただきたい。</p>		

No.	項目	概要	対応	担当課
8		<ul style="list-style-type: none"> ・入院調整の入口戦略として、<u>病院からの往診</u>も考える必要がある。 ・出口戦略としては、より多くの患者さんを入れるために、<u>軽症になった患者をどんどん出し</u>かなければならず、<u>そのための候補病院を作っていく</u>必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の感染症法改正により、自宅療養者等への医療提供及び後方支援の医療措置協定の締結が新規に加わったところであり、体制整備に努めていきたい。 	疾病対策課
9		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設でのクラスター対応において、<u>施設と地域の病院を結びつけるような連携の仕組みづくりが必要</u>であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項の項に、今般の感染症法改正により新設された自宅療養者等への医療提供の医療措置協定の締結により高齢者施設等に対する医療支援体制を整備すること、外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項の項に、高齢者施設等において協定締結医療機関と連携して、感染対策の助言を行うことができる体制を確保しておくことを記載している。【p.26、p.33】 	疾病対策課
10	医療措置協定	<ul style="list-style-type: none"> ・今回、医療人材派遣が加わったことはとてもよかった。 ・新型コロナ対応時、新しい感染症に関する知識がなく、分からず怖いから、当初診療できる医療機関が広がらなかった。初め1年程度かけて、周りの病院へ直接出向き、どのような病気でどのように診ていけばよいのか、PPEの着用方法等の基本の部分の直に話して、疾患の理解が進むにつれて、診療する病院が少しずつ増えてきた印象である。 ・例えば、発生早期の時点から診ている医療機関が対応方法等の情報を発信する。あとは医療圏単位で中心となる病院が周りの病院に出向いて、診療方法や感染症の性状等に関する知見を顔の見える関係で広げていけば、皆で診ていく雰囲気になると思われる。どのような感染症が来るかわからないが、もっと早期からそのような取組を始めていけば、もっと診療可能な病院が増えていき、一部の病院への負担集中が軽減するのではないかと思った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今般の感染症法改正により、医療人材派遣の医療措置協定の締結が新規に加わったところであり、体制整備に努めていきたい。 	疾病対策課
11		<ul style="list-style-type: none"> ・人材派遣の対象について、わかりやすく記載した方がよいのではないか。 看護協会が災害支援ナースを育成し、県で登録するという事業を行っているため、医療機関の看護部はそのことと間違えてしまうのではないかと思った。	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項の項に、人材派遣には災害支援ナースが含まれる旨を追記した。【p.26】 	疾病対策課 医療整備課
12		流行初期医療確保措置の国の参酌基準「7日以内に30床の病床の確保」はかなり厳しいのではないかと感想を持った。	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、今後県の基準を検討していきたい。 	疾病対策課
13	流行初期医療確保措置	流行初期医療確保措置は、大臣の発生公表後からとなるのか。それより前に医療提供した場合に遡及して対象とならないのか。国も本制度により前倒してやっていこうという考えはわかるが、発生公表には一定のタイムラグがあると思われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・流行初期医療確保措置については、大臣の発生公表を受け、知事が要請してからが対象となる。発生公表前の財政支援は現在ないが、国へ要望していきたい。 	疾病対策課
14	臨時医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県では宿泊療養施設を臨時医療施設として使うことができなかった。抗体治療薬等がでてきたとき、ホテル療養の患者にどのようにそれを届けるのか課題があった。<u>どのような施設を臨時医療施設として使用するのか等</u>に関して、どこかに記載し、検討していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見を踏まえ、感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項の項に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時の医療施設の活用について追記した。【p.27】 	健康福祉政策課
15	緊急時の医療	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、市は県の医療提供体制に協力しながら施策を講じていくが、より緊急な対応が必要となった場合に県の体制に加えて本市において必要な施策を実施できるよう、<u>平時から保健所設置市と協議・合意形成を行うことについて</u>予防計画に記載していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項の項に、新興感染症発生・まん延に備えた県と保健所設置市の医療提供体制の協議とそれぞれの施策への相互協力について記載した。【p.25】 ・さらに、緊急時における対応の項にも、緊急時の県と保健所設置市の情報共有の強化とそれぞれの施策への相互協力について記載した。【p.42】 	疾病対策課

No.	項目	概要	対応	担当課
16	全般	<p>・新型コロナ対応想定で作りこんでしまうと特定の感染症にしか対応できなくなってしまうため、<u>様々な感染症が起りうることを想定した入院体制を作っていくことが必要なのではないか</u>と思った。</p>	<p>・新型コロナと同様の新興感染症が発生した場合を想定した医療体制を検討しているが、御指摘の通り、どのような感染症がおこるのか予測することはできず、感染症発生時柔軟に対応できる記載としている。</p>	疾病対策課

予防計画策定部会－自宅・宿泊療養体制－ 委員等からの御意見について

No.	項目	意見概要	意見への対応	担当課
1	医療DXの推進	・情報連携がアナログであったことが非常に多かった。 病院・救急隊・クリニックとのやり取りが全て携帯電話かメールであったため、時間がかかり、情報伝達のミスも発生しやすかった。病床の空き状況等について、保健所、医療機関、救急隊が、リアルタイムに同じ情報を見ながら調整ができれば負担軽減及び情報伝達ミスの減少につながると思う。通常の医療体制にもいかせて、新興感染症にも使える情報連携の基盤を整備しておくことよいか。	・御意見を踏まえ、感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項の項に、医療DXの推進を追記した。【p.27】	疾病対策課 健康福祉政策課 医療整備課
2		・訪問看護としても情報の連携システムは考えてほしい。 訪問看護はもともと利用者さんとだけの関係では訪問できず、主治医の指示書やケアマネのケアプランが必要等様々な制約がある中で、今回さらに保健所の健康観察の対象の方なのかも把握しないとけなかったところであり、とても分かりづらかった。	・御意見を踏まえ、感染症のまん延の防止のための施策に関する事項の項に、感染症が発生した際には、ICTの活用等を通じて、相互に最新の情報や課題等を共有し、地域における迅速な対策に繋げる必要がある旨を追記した。【p.12】	疾病対策課 健康福祉政策課 医療整備課
3		・高齢者施設でのクラスターが多発したが、嘱託医の先生方も自院のかかりつけ患者の対応で手いっぱい、手が回らない施設があった。そのような施設に嘱託医の先生以外の医療人材の派遣や医療的サポートがもう少しあると円滑であったのではないか。	・今般の感染症法改正により、医療人材派遣及び自宅療養者等への医療提供の医療措置協定の締結が新規に加わったところであり、体制整備に努めていきたい。	疾病対策課
4	医療措置協定	・宿泊施設において無症状・軽症状者の入所調整、体調悪化時のオンライン診療、退所の判断を行っていた。今回のオミクロン株よりもう少し毒性が強く、重症化する方が多かった場合、宿泊施設の医療体制は難航したと思われる。新興感染症への備えとしては、今回の宿泊施設の確保だけでなく、もう少し手厚い医療体制をセットで検討しておく必要があるのではないか。	・今般の感染症法改正により、自宅療養者等への医療提供の医療措置協定の締結が新規に加わったところである。協定締結に向けた事前調査において、宿泊療養施設へも対応可能か確認しており、体制整備に努めていきたい。	疾病対策課
5		・訪問看護事業所は新規と廃止の入れ替わりが激しい。新しく開設する訪問看護事業所とも協定を結ぶ仕組みはできているのか。 ・新型インフルを経験している事業所がある一方、パンデミックは初めての事業所も多かった。新しい事業所でも対応できるような仕組み作ればよいと考えているため、一緒に協力できればと思う。	・新しく開設する訪問看護事業所にも、自宅療養者等への医療の提供が可能な場合、協定の締結をお願いしたい。依頼方法等については検討中である。 ・訪問看護事業所における感染症対応の推進には、関係団体の協力は不可欠であり、ご協力をお願いしたい。	疾病対策課
6	宿泊施設の確保	・迅速に宿泊療養施設を設置できるよう、平時から県と保健所設置市との役割分担等について協議を行うことについて予防計画に記載していただきたい。	・御意見を踏まえ、宿泊施設の確保に当たって、県と保健所設置市の役割分担について協議を行うことを追記した。【p.32】	疾病対策課
7	臨時医療施設	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時の医療施設について、感染拡大時に迅速に県が設置できるよう、平時より県と保健所設置市が協議を行うことについて予防計画に記載していただきたい。	・御意見を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時の医療施設の活用について追記した。【p.27】 ・なお、同施設の活用のための県と保健所設置市の協議等については、今後、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた政府新型インフルエンザ等対策行動計画の改定案が示される予定であり、国の対応を踏まえ検討していきたい。	健康福祉政策課
8	介護サービスとの連携	・訪問看護師だけでは在宅療養者を支えるのが難しく、ヘルパー等様々な介護サービスの力が必要になってくるが、介護サービスが撤退してしまい、訪問看護師が生活支援まで担う場面がたくさんあった。 今回の素案でも、介護サービスとの連携を図ると書いてはあるが、訪問看護事業所のように事前に何らかの協定を締結しておくとか何か計画はあるのか。	・今般の感染症法改正で規定されたのは、医療措置協定・検査措置協定・宿泊施設等確保措置協定の3種類であり、介護サービス事業者との協定締結は予定されていない。 ・新型コロナ対応時は、介護職員を対象とした感染防止対策の研修等を実施しており、新興感染症発生時はその性状等を踏まえ、業務継続の支援を検討していきたい。	疾病対策課 高齢者福祉課

予防計画策定部会－高齢者施設等の感染症対策体制－ 委員からの御意見について

No.	項目	意見概要	意見への対応	担当課
1	情報提供の ありかた	<p>・時期によって感染症の性状等の情報が十分に出ていかないと、協定を結んでも不安が強くて協力してもらえないとは限らない。</p> <p>その不安を払拭するには、<u>その時点その時点で分かっている情報を、施設や医療機関に十分出していくことが必要</u>と思われる。今回、定期的に情報提供がなされていたとはなかなか言い難い。オンラインの時代になり、多数の施設と情報共有を具現化する方策はあると思うが、計画素案を見てもどのように情報共有していくのか方策があまり書いていない。それが書いていないと実際的ではないため、検討いただきたい。</p>	<p>・御意見を踏まえ、感染症のまん延の防止のための施策に関する事項の項に、感染症が発生した際には、ICTの活用等を通じて、相互に最新の情報や課題等を共有し、地域における迅速な対策に繋げる必要がある旨を追記した。【p.12】</p>	疾病対策課
2		<p>・社会福祉施設のなかでも、<u>児童福祉関係の施設において、情報や物資の支援が脆弱</u>と感じた。</p> <p>社会福祉施設の種別によらず、必要なところに情報が届くようにしていただきたい。</p>	<p>・御意見を踏まえ、感染症のまん延の防止のための施策に関する事項の項に、児童福祉施設等を含めた社会福祉施設等に幅広く情報提供していく旨を追記した。【p.12】</p>	疾病対策課
3	研修・ 連携	<p>・高齢者施設等において感染対策がとれるよう、<u>平時から研修や訓練の実施や施設と医療機関の連携が円滑に実施できる体制の構築について感染症所管部局と施設所管部局とが連携を図り進めて</u>いただきたい。</p>	<p>・御意見を踏まえ、県等が平時から感染症対策部門等と施設所管部門が連携して高齢者施設等における研修を実施する旨記載した。【p.44】</p> <p>・また、感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項の項に、連携協議会等を通じ、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における医療提供体制を検討しておくことを記載している。【p.29】</p>	疾病対策課 健康福祉政策課 高齢者福祉課 障害福祉事業課
4	医療措置 協定	<p>新型コロナ対応時、クラスター対策班が施設に出向き、直接指導してもらえたことで、施設のヘルパーさんたちにも感染対策が浸透した。</p> <p><u>今後新興感染症が起こった際も、同じような形でクラスター対策班の導入を考えると施設の感染対策が向上するのではないか。</u></p>	<p>・今般の感染症法改正により、施設の感染制御・業務継続支援等に従事する感染症予防等業務対応関係者の人材派遣の医療措置協定の締結が新規に加わったところであり、体制整備に努めていきたい。</p> <p>・なお、今後新興感染症が起こった際のクラスター対策班の設置については、感染状況等に依りて判断するものとする。</p>	疾病対策課
5		<p>・社会福祉施設のなかでも、<u>児童福祉関係の施設において、情報や物資の支援が脆弱</u>と感じた。</p> <p>社会福祉施設の種別によらず、必要なところに資材、人材が届くようにしていただきたい。</p>		
6		<p>・知的障害者施設も当然協力医療機関は持っているが、協力医療機関もひっ迫・混乱している中で、なかなか優先してもらうことはできなかった。また施設でクラスターが起きている状況では、人手不足からなかなか病院に行くこともできないという負のスパイラスが起きていた。</p> <p>そのような中でファストドクターによる往診やオンライン診療はとても有効であった。</p>	<p>・今般の感染症法改正により、自宅療養者等への医療提供の医療措置協定の締結が新規に加わったところである。協定締結に向けた事前調査において、高齢者施設等への対応可否やオンライン診療の対応可否についても確認しており、体制整備に努めていきたい。</p>	疾病対策課
7	<p>・県予防計画の第6「<u>第二種協定指定医療機関（自宅療養者等への医療提供）</u>」のとおり、<u>新興感染症の自宅療養者等への医療提供を担当する医療機関、薬局等</u>と平時に医療措置協定を締結し、指定することとなっているが、<u>平時から協定内容の履行確認することについて、県と医療機関間での合意形成を図って</u>いただきたい。</p>	<p>・医療機関と協定を締結するに当たっては、平時から対応の流れを点検いただくことや協定の実施内容の報告をお願いすることを協定書に規定することとなっており、有事の際に着実に協定が履行されるよう医療機関との合意を図っていきたい。</p>	疾病対策課	

8	協力医療 機関制度	<p>・高齢者施設には協力医療機関があるが、多くの施設で形骸化しており、施設の検査をお願いしても断られることがあった。協力医療機関が名前だけでなく実際に協力してくれるよう、県から依頼していただきたい。</p>	<p>・高齢者施設等に対しては、協力医療機関等として感染症に対応できる医療機関を確保するよう促していきたい。</p>	<p>高齢者福祉課 障害福祉事業課 疾病対策課</p>
9	情報共有	<p>・パンデミックが起きたとき、行政では高齢者・障害者等の脆弱な対象にターゲットを当てた部会のようなものを即座に作っていただき、行政、保健所、重点医療機関、医師会、薬剤師会等がチームとなって、経時的に感染症の性状や感染状況等に応じて検討を行い、逐次対応できるようにしていただくとよい。横のつながりや縦のつながりがないと地域ごとにばらばらになってしまう。オンラインによりそれが容易にできるようになったため、検討いただきたい。</p>	<p>・御意見として承った。感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項の項に、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における医療提供体制を検討しておくことを記載しており、保健・医療部門における対応等を、高齢者施設等に迅速に情報提供する体制を整えていきたい。【p.29】</p> <p>・各保健所単位で健康危機事例に対する連携・応援体制を整備するために設置している地域健康危機管理推進会議について、地区医療関係団体、市町村、消防署、医療機関、社会福祉施設等が連携し、健康危機情報の収集及び交換、講習会の実施、健康危機事案を想定しての模擬訓練の実施等を促進していく。</p>	<p>疾病対策課 健康福祉政策課 高齢者福祉課 障害福祉事業課</p>